

# 越谷市立光陽中学校 PTA会則



保存版

令和4年度発行

生徒が本校に在学中は大切に保管してください

# 越谷市立光陽中学校PTA会則

## 第1章 名称及び事務所

第1条 この会は越谷市立光陽中学校PTAと称し、事務所を光陽中学校内に置く。

## 第2章 目的及び活動

第2条 この会は父母またはこれに代わる者（以下保護者という）と教師が一体となって、家庭と学校と社会における生徒の幸福な成長をはかることを目的とする。

第3条 この会は民主的団体として、次の方針に従って活動する。

1. 生徒の教育ならびに福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。
2. 特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とする行為は行わない。
3. この会またはこの会の役員の名で公私の選挙の候補者の推薦はしない。

第4条 この会の目的を達成するための次の活動をする。

1. お互いの視野をひろげ、よい保護者、よい教師になるよう研修をする。
2. 家庭と学校との緊密な連絡提携によって生徒の活動を指導する。
3. 生徒の生活環境をよくする。
4. 会員相互の親睦をはかり成人教育を盛んにする。
5. その他この会の目的達成に必要なこと。

## 第3章 会 員

第5条 この会員となることのできる者は次のとおりとする。

1. 越谷市立光陽中学校に在籍する生徒の保護者。
2. 越谷市立光陽中学校の教職員。

第6条 この会の会員は会費を納めるものとする。

会費は1会員につき年額 5,000円とする。（1会員…家庭数）

第7条 この会の会員はすべて平等の権利と義務を有する。

第8条 この会の会員は越谷市PTA連合会の会員となる。

## 第4章 役 員

第9条 この会に次の役員を置く。

会長 1名 副会長 若干名 会計 若干名 書記 若干名  
監事 若干名 常任理事 若干名 理事 若干名

第10条 役員の仕事は次のとおりとする。

1. 会長はこの会を代表し、会務を掌握する。また各種会議を招集する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその代理をする。
3. 会計は会計事務全般にあたり、この会の財産を管理する。
4. 書記は各種会議の議事を記録し、文書、記録、通信等を保管し、各種会議について通知する。
5. 常任理事は常任理事会を構成し、本会運営の企画立案にあたる。
6. 理事は理事会を構成し、会員を代表して会務を審議施行する。
7. 監事は会計事務を監査し、総会の席において監査結果を報告する。

第11条 役員は次の方法により選出する。

1. 会長、副会長、監事は理事会において会員の中より選出し、総会で承認を受ける。

2. 理事は学級ごとに、1 学年 4 名、2 学年 4 名、3 学年 6 名、校外委員 12 名として、会員の中より互選する。
3. 常任理事は第 14 条に規定する専門委員会の委員長、および会長、副会長、会計、書記をもって構成する。
4. 書記、会計は理事会の承認を受けて会長が委嘱する。
5. 各地区センター委託役員については、会長代理として会長が委嘱する。

第 12 条 この会は必要により顧問を置くことができる。顧問は理事会の承認を受けて会長が委嘱する。

第 13 条 役員任期は 1 年とする。但し再選を妨げない。補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

## 第 5 章 運 営

第 14 条 この会を運営するため次の専門委員会を置く。

- (1) 学年委員会           (2) 広報委員会           (3) 教養委員会
- (4) 保健体育委員会   (5) 校外委員会           (6) 卒業対策委員会

第 15 条 各委員会の委員は理事をもってあて、各委員長・副委員長は委員の互選による。

## 第 6 章 会 議

第 16 条 この会の会議は次のとおりとする。

- (1) 総会                   (2) 常任理事会           (3) 理事会
- (4) 学年委員会   (5) 専門委員会

第 17 条 総会はこの会の最高決議機関で、定期総会と臨時総会とする。

1. 定期総会は毎年 1 回開き、役員承認、会則の変更、予算・決算・事業案の承認を行う。
2. 臨時総会は会員の 5 分の 1 以上の要求があった場合、又は理事会が必要と認めた場合開催する。

第 18 条 会議の決議は出席者の過半数で行う。

- 第 19 条
1. 理事会は每学期 1 回以上開催し、会の活動等について協議する。
  2. 常任理事会、専門委員会は必要に応じ随時開催する。

## 第 7 章 会 計

第 20 条 この会の活動に要する経費は会費およびその他の収入をもってこれにあてる。

第 21 条 この会の経費は総会において決議された予算に基づいて行われる。

第 22 条 この会の決算は監事の監査を受け総会に報告し、承認を受けなければならない。

第 23 条 この会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

## 第 8 章 補 則

第 24 条 この会に必要な細則は理事会の決議を経て別に定める。

第 25 条 この会則の改廃は理事会の発議により、総会の決議によるものとする。

## 付 則

この会則は昭和 52 年 4 月 1 日より施行する。

昭和 53 年	4 月 28 日	一部改正	平成 13 年	5 月 25 日	一部改正
昭和 58 年	5 月 13 日	一部改正	平成 20 年	5 月 16 日	一部改正
昭和 59 年	4 月 27 日	一部改正	平成 21 年	5 月 19 日	一部改正
平成 4 年	5 月 20 日	一部改正	平成 25 年	3 月 2 日	一部改正
平成 6 年	5 月 19 日	一部改正	平成 27 年	5 月 8 日	一部改正
平成 8 年	5 月 16 日	一部改正	平成 30 年	5 月 7 日	一部改正

## 越谷市立光陽中学校PTA慶弔規定

- 第1条 この規定は光陽中学校PTA会則の趣旨に基づきこれを定める。
- 第2条 この規定は光陽中学校PTA予算諸費のうち、慶弔費および記念品の支出についての細則とする。
- 第3条 この規定は生徒、保護者、教職員などに区分して定める。
- 第4条 生徒については次のとおりとする。
1. 死亡の場合……………香料 5,000円
  2. 傷害の場合(学校管理下に限る)…見舞金 3,000円  
但し入院、又は自宅療養2週間以上にわたるとき。
  3. その他  
特別の場合は別に協議する。
- 第5条 保護者については次のとおりとする。
1. 死亡の場合……………香料 5,000円
  2. 傷害の場合……………見舞金 3,000円  
但しPTA活動に伴い発生した場合で入院、又は自宅療養2週間以上にわたるとき。
  3. PTA本部役員退任の場合には、記念品を贈る。
  4. その他  
特別の場合は別に協議する。
- 第6条 教職員については次のとおりとする。
1. 婚姻の場合……………祝金 5,000円
  2. 出産の場合……………祝金 3,000円
  3. 転退職の場合……………勤続3年迄は餞別 3,000円  
1年増すごとに、1,000円加算する。但し最高額は1万円とする。
  4. 死亡の場合……………香料 5,000円  
〃 ……………配偶者 5,000円  
〃 ……………父母及び子 5,000円
  5. 傷病の場合……………見舞金 3,000円  
但し公務による災害で入院、又は自宅療養2週間以上にわたるとき。
  6. その他  
特別の場合は協議する。
- 第7条 この慶弔見舞いに対する返礼は一切しない。
- 第8条 この規定の運用および改廃は、理事会の決議による。

### 付 則

この規定は昭和52年 4月 1日より施行する。

平成 3年 5月11日	一部改正
平成 6年 5月19日	一部改正
平成16年 5月 7日	一部改正
平成19年 6月 9日	一部改正
平成21年 5月19日	一部改正
平成27年 5月 2日	一部改正
令和 元年 5月 8日	一部改正

この規定により、必要において会長の判断で慶弔を行うことができる。  
会長は事後理事会で報告する。

## 越谷市立光陽中学校PTA旅費支給規定

- 第1条 PTA業務運営上必要な旅行に対してはこの規定により旅費を支給する。
- 第2条 前条の旅行とは次のものをいい、蒲生、川柳地区以外の旅行に運用する。  
1. PTA理事以上の者およびこれに準ずる者の、研究、研修のための出張。  
2. 各種行事のための出席、出場者および応援等のため動員されたとき。  
3. その他会長がその必要を特に認めたもの。
- 第3条 旅費は交通費、日当、宿泊費とする。
- 第4条 旅費は交通費とする。万一やむを得ぬ事情により車賃を使う場合はこの限りではない。(但し会員同士で話し合い会員の車両に同乗した場合は支給しない)  
日当は500円とし、半日日当は支給しない。  
宿泊費はP連の申し合わせによる。
- 第5条 P連等、上部機関、その他より旅費の支給を受けるものに対しては、この規定による併給はしない。
- 第6条 この規定に明文のない事項については理事会でその都度決定する。
- 第7条 この規定の運用および改廃は理事会の承認を必要とする。

### 付 記

この規定は昭和52年4月1日より施行する。

# 光陽中学校PTA部活動補助金交付要綱

## 第一条(趣旨)

この要綱は、学校長が認める部活動において、学校を代表して関東大会、全国大会及びそれに準じる大会に出場する部に対して補助金を交付し、保護者の負担軽減及び部活動の奨励に資するため、補助金の交付に関する基準、その他必要な事項を定めるものとする。

## 第二条(補助対象)

- 1 補助対象は、個人・団体の別を問わない。また、体育系・文化系の別を問わないものとする。
- 2 部活動以外の団体等は対象としない。

## 第三条(補助額)

- 1 補助額は、出場登録者1人につき、5,000円とする。ただし、1団体につき30,000円を上限とする。
- 2 補助額は、市から補助金を受けられない顧問1名分の遠征費用として20,000円を上限とする。
- 3 補助額は、大会開催地への旅行行程に宿泊をともなう場合は、出場登録者1人につき、20,000円とする。ただし、1団体につき60,000円を上限とする。

## 第四条(交付手続)

- 1 本補助金の交付を受ける部活動顧問は、学校長の意見を付して、会長へ申請するものとする。
- 2 会長は、申請がある時は速やかに事実を確認し、会計に依頼するものとする。
- 3 会計は、遅滞なく交付手続きを取るものとする。

## 第五条(報告)

- 1 本補助金は、交通費を主目的とするため、使途に関する会計報告は求めないものとする。
- 2 本大会に欠場した時は、速やかに返金するものとする。

## 第六条(その他)

本要綱に定めのない事項については、運営委員会で協議して定めるものとする。

## 付則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

\*\*\*\*\*PTA会則は、改正がない限り3年間大切に保管してください。\*\*\*\*\*